

お客様各位

平成26年11月1日

初霜の便りも聞かれる季節となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 人事労務の最新動向
3. 平成27年度税制改正の動向
4. シリーズ経営改善策～経営改善計画の要諦

## 1. 今月の事務

今年も残すところ2ヶ月となり、そろそろ、税務署から年末調整の資料が送られて来て年末調整の準備に取り掛かる時期になりました。毎月の定例事務のほか、冬季賞与の査定・計算・支給事務、年末調整など経理担当者は多忙をきわめます。

特に年末調整については、11月から着々と準備を進めておかなければ、年末の忙しい時期に大変な思いをすることになります。

この年末調整を基に年明けの法定調書の提出や、源泉税の納期特例を受けている会社は源泉税の納付を行わなければなりません。

そのため、各種控除申告書などの関係書類を早めに入手し、社員に配付して下さい。このとき、年末調整に関する注意事項や、控除を受けるために必要な控除証明書などが一覧できる資料を作成し、一緒に配るとよいでしょう。

## 2. 人事労務の最新動向

厚生労働省は、長時間労働是正を目的に有給休暇の消化を会社の義務付けを早ければ平成28年春にも導入する方針を示しました。

働かなくても給料がもらえる有給休暇は6か月以上働けば1年間に10日付与され、その後は1年毎に付与日数が1日増えて最大20日までとなります。実は、この基準は会社の規模や就業規則の有無に関係なく、どの会社にも適用されています。

今回の改正は年間数日分の有給休暇は会社から従業員へ取得するよう働きかけることを義務付けるので、会社にとっては人件費増加要因で、極力有給休暇の消化を避けて欲しいところですが、就業規則の制定により有給休暇の一斉付与を導入すれば影響は少なく済むかもしれません。

## 3. 平成27年度税制改正の動向

平成27年度税制改正が本格的に動き出しました。

法人実効税率を20%引下げるのは安倍政権の公約である以上、その財源確保策が今改正の主要論点となります。そのため、財務省は法人税率引下げに伴う税収減を穴埋めするための課税ベース拡大方針を示しています。

具体的には、赤字企業にも課税する外形標準課税の税率を上げることが大きな論点ですが、対象を資本金1億円以下の中小企業にまで広げることは現時点では予定されていません。その他、過去の赤字

である欠損金繰越控除の縮小も検討されています。

個人の所得税では、女性の労働の足かせとの批判のある配偶者控除を変更して、世帯単位での控除を検討するなど、女性の労働を増やす施策が検討されています。

今後の動きに注意が必要です。

#### 4. シリーズ経営改善策～経営改善計画の要諦

来年3月までの時限措置として、作成費用の3分の2が補助される経営改善計画は何も苦しい会社だけを対象としているのではありません。

大口取引先からの取引が極端に減少した際にも経営改善計画は使えるのです。

この経営改善計画が金融機関から承認されるために最も重要な事は、「窮境要因をきちんと特定しているか」に尽きます。

もし、店舗が複数ある場合は、店舗毎の採算や、どの店舗が原因で苦境に陥ったかを明らかにして、その対策を示すことです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>